

特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（廃油）

物質名		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チラウム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	
		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チラウム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	
基準値 ⁶⁾ [mg/L(溶出量)]	廃溶剤 ¹⁾	* ³⁾	* ³⁾	* ³⁾	* ³⁾	* ³⁾	* ³⁾	* ³⁾	* ³⁾	* ³⁾	* ³⁾	-	-	-	* ³⁾	-	* ³⁾	
	処理物 ²⁾	廃溶剤の場合	* ³⁾	-	-	-	* ³⁾	-	* ³⁾									
		廃酸、廃アルカリの場合	3	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	-	-	-	1	-	5
		廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	-	-	-	0.1	-	0.5
排出源		適用																
業種	施設																	
19.紡績業又は繊維製品製造業若しくは加工業	ト 染色施設 チ 薬液浸透施設	○	○					○	○	○								
21.化学繊維製造業	ハ 原料回収施設			○				○							○		○	
23.パルプ、紙又は紙加工品製造業	リ セロハン製膜施設														○			
23の2.新聞業、出版業、印刷業又は製版業	現像洗浄施設等	○	○	○				○	○	○								
28.カーバイド法アセチレン誘導品製造業	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設				○													
33.合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設 ニ 静置分離器			○	○	○	○			○					○		○	
37.前6号以外の石油化学工業	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコール製造施設の蒸留施設及び濃縮施設																○	
38の2.界面活性剤製造業	反応施設																○	
41.香料製造業	ロ 抽出施設	○	○	○	○			○	○						○			
47.医薬品製造業	ニ 混合施設	○	○	○	○	○	○	○	○						○		○	
49.農薬製造業	混合施設									○								
50.第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業	試薬製造施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	
51.石油精製業	ホ 潤滑油洗浄施設	○						○	○	○								
53.ガラス又はガラス製品製造業	イ 研磨洗浄施設			○						○								
66.電気めっき施設		○	○	○	○	○	○	○	○									
66の2.エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設																	○	
67.洗濯業	洗浄施設	○	○		○	○	○	○	○									
71の2.化学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	
71の5.トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設		○	○	○														
写真感光材料製造業	溶解施設		○															
	その物質による表面処理施設	◎	◎	○	○	○	●	◎	○						○		○	
	廃油の蒸留施設 ⁴⁾																○	
	塗装施設 ⁵⁾																○	

1) 国内で生じたものであって、表中の排出源の施設から生じたもの

2) 1) を処分するために処理したもの

3) 濃度に関係なく特別管理産業廃棄物となる

4) 1,4-ジオキサンの回収を行うものに限る

5) 1,4-ジオキサンを含有する塗料を使用する塗料施設において生じたものに限る

6) 「処理物の廃酸、廃アルカリ」はmg/L(含有量)

● トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタンによる表面処理

◎ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる表面処理

(注) 業種番号と施設記号は水質汚濁防止法施行令別表第1による。

基準値は、総理府令第5号(ダイオキシン類は環境省令)、廃棄物処理法施行規則別表1(廃産・廃アルカリ)による。